

安全で安心な住まいのために

住宅補助制度が利用できます

市では住宅整備に関するさまざまな支援を行っています。
支援を希望する場合は、相談してください。

住宅リフォーム補助制度

市内の施工業者を利用して住宅のリフォーム工事を行う場合、その費用の一部が補助されます。

対象／市内に住所があり、住宅を所有し居住している人

対象工事／市内の施工業者によるリフォーム工事で工事金額が20万円以上のも

補助額／対象工事金額の10分の1以内で20万円まで

※対象住宅1棟につき1回まで

事前申込期間／4月3日(月)～5月12日(金)

※申し込み多数の場合は予算の範囲内で抽選。

申し込み方法／工事の契約前に、都市整備課にある事前申込書に必要事項を記入し、見積書を添えて提出してください。

無料住宅相談会を開催

木造住宅の耐震化促進の一環

として、一般診断法による無料耐震診断を行います。

期日／5月19日(金)、6月19日(月)

7月19日(水)、8月19日(土)、9月19日(火)

時間／午前9時～午後5時

※要予約、1人1時間まで。

場所／都市整備課

持ち物／建築確認書類、図面

木造住宅の耐震診断費、耐震改修補助制度

対象／市内に住所があり、住宅を所有し居住している人

対象住宅／昭和56年5月31日以前に建築や着工した、市内の木造一戸建て住宅や併用住宅

補助額／●診断・要した費用の2分の1以内で4万円まで

●改修・要した費用の3分の1以内で40万円まで

※対象住宅1棟につき1回まで

申し込み方法／耐震診断や耐震改修設計を事業者へ依頼する前

に、都市整備課にある申請書に必要事項を記入し、提出してください。

危険なブロック塀などの撤去補助制度

対象／道路に面した危険なブロック塀などを所有する人

※対象となるブロック塀などのくわしい内容は、窓口で確認してください。

補助額／撤去にかかった費用の2分の1か、撤去する対象部分の長さ1m当たり5,000円を乗じた額のいずれか少ない額で、10万円まで

申し込み方法／工事の契約前に、都市整備課にある申請書に必要事項を記入し、見積書を添えて提出してください。

申し込み・問い合わせ先

都市整備課建築住宅班

〒62-5895

62・5895

住宅用省エネルギー設備設置補助金を交付

4月3日(月)から受け付け開始

家庭での地球温暖化対策を促進するため、対象設備の設置費用の一部が補助されます。

補助金の交付は予算の範囲内で、対象設備ごとに、1住宅につき1回限りです。

対象／次の要件を全て満たす人 ●自らが居住する市内の住宅に対象設備を設置し、設備を所有する人 ●令和6年3月11日(月)までに工事を完了し、実績報告書を提出できる人 ●世帯全員が市税を滞納していないこと

対象設備と補助金額

次の表のとおり ※設備は全て未使用品に限り、設置済みや購入済みの場合は対象外です。

申し込み方法／設備の設置工事や購入の2週間前までに、市ホームページからダウンロードできる申請書に必要書類を添えて、提出してください。

交付の要件や対象になる設備などのくわしい内容は、市ホームページで確認してください。

設備の種類と主な要件	補助金額
住宅用太陽光発電設備 ※最大出力の合計値またはパワーコンディショナーの定格出力のいずれかが10kW未満であること。	最大出力(kW)×1万円 上限5万円 (千円未満切り捨て)
家庭用燃料電池システム(エネファーム) ※停電時自立運転機能があるもの。	10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム ※住宅用太陽光発電設備を併設すること。	7万円
太陽熱利用システム ※強制循環型に限る。	5万円
窓の断熱改修 ※既存の住宅に設置された窓の改修であること。	設備本体購入費および設置工事費の4分の1 上限8万円 (千円未満切り捨て)
電気自動車(EV)／プラグインハイブリッド自動車(PHV) ※申請者が居住する住宅に太陽光発電設備が設置され、発電した電気をEVまたはPHVに充電できること。	・V2H充放電設備の設置あり15万円 ・V2H充放電設備の設置なし10万円
V2H充放電設備 ※住宅用太陽光発電設備を設置し、EVまたはPHVを導入すること。	設備本体購入費の10分の1 上限25万円 (千円未満切り捨て)

申し込み・問い合わせ先

環境課環境政策班(☎62-5328)